

一九六〇年十一月十九日(第〇日)

一、開議時間(始二時十分～始六時十分)

二、出席議員の次の通りである

議席代名	議席代名	議席代名
一番 仲村春松	九番 米須清祐	五番 久又登雄
四 " 佐藤真徳	一〇 " 仲本正康	六 " 山山伸太郎
五 " 中山勝豊	一一 " 花城清善	七 " 岩木曾登信
六 " 野里良朝	一二 " 中里幸助	八 " 稲嶺登三
七 " 藤岡健郎	一三 " 松本利隆	九 " 岩里敏行
八 " 和花正一	一四 " 山本朝徳	

三、欠席議員はなし

四、市町村自治法第六十一条の規程による会議事件説明のため出席した者の次の通りである

村長 仲村春松、助役 桑原真徳、収入役 仲村春松
 財政課長 当山全吾、経済課長 澤山安一、建設課長 桑江良徳
 水道課長 栗里賢俊

五、本会議の書記は次の通りである

書記長 松川正義、書記 照屋 敏

六、議事日程は次の通りである

- 日程第一 議案第一号 早野野村災害救助基金積立条例改正について
- 日程第二 議案第二号 早野野村文化会館建設費の追加予算について
- 日程第三 議案第三号 早野野村水道特別会計の追加予算について
- 日程第四 議案第四号 早野野村監査委員の選任同意について

九 会議の 終末	
議 長	全員出席であり、唯今より閉会するに致し、 (午後二時一五分)
"	日程追加にかんお語り致し、村議員の中から選任して選 査委員候補第一の議員辞職に伴い、議案第一八号村道査委員 の選任同意が出たおりの事。 議案の呼びが有る
"	即興議がなされ、議案第一八号村道査委員の選任同意にかんお 日程追加に追加するに決意致し、
"	暫休致し、(午後二時一五分)
"	再開致し、(午後二時三五分)
"	念の日程に入り、
"	日程第一議案第一三号国新用村災害救助基金積立條例設置にかん の質疑に入り、
ハ 審	第一号の目的達成の必要がある場合にかんお、これは一般会計 に繰り入れ、使用すべきが出来ることが、 その目的を達成し、必要がある場合に一般会計に繰り入れたら 念の事。
別 収	議案の議決を経て、一般会計に繰り入れたら出来ることが、 金を出す事、平続にふいおります
ハ 審	その金を支出する場合は、(日川)
ハ 審	災害救助法の第十一条の救助日老齢が行うことが、 繰越支辨を以て、場合により、
別 収	おのりも、主体の政府におのり、市町村が支出して、戻入する こと。

10	審	課費支辨に明白な場合、政府の出入金がある、額口の不 残を去るべき。						
11	改	いづれも中位下の額口残を去るべき。						
12	審	この法は未だ読みだが、通用基準が個人に於て、四口在り切 給の場合、四口在り以下の場合はどうぞか。						
13	改	この基準に達しない場合は政府の負担が少くなる、市町村各自 の立場、不都合が出来るかと思ふ。 災害救助法施行規則の第一条、通用基準を讀むに適合すると思ふ						
14	審	災害救助法の第九条、その職権の一部を市町村長に委任すべ きがある、その位の範囲があるかどうぞか。						
15	改	第九条の救助対策の執行である。						
16	審	先に説明がある、この法には、2000万円積立を付けて出来る、						
17	改	救助法の改正が、その積立を2000万円、責任の政府にあるが、 2000万円は、その積立を、市町村に、 市町村に付いた、中位下の基準がある、これは、						
18	事務局長	第九条の政府の責任である、政府は、当時2000万円持った、 出来ないのである。						
19	審	法では、市町村の基金の額に、個人は、規則に定められ、最低500万円 を超えないとある、						
20	改	500万円、2000万円の中、残る3000万円は、 11	審	この法は、農作物に、通用し、 12	改	この法は、農作物に、通用し、 13	審	この法は、農作物に、通用し、

	石新	現在の新。旧米糧食供給にも相当すると思ふ。
八	審	役所費の反響金の建設費ほどの程度かあり。
		一般事項は目的の長官の退職金に作るかあり。又年俸が一年かあり。現 在再就職にける長官にも適用する。
	村	長
		四〇坪の木造建屋等建設に二(セキ)瓦。
		700坪の退職金に二名(全員)かあり。
八	審	二名の内再就職に二名は俸給不十分。
新	改	所の新設あり。
八	審	退職金に相当に違ふと云ふこともあると思ふが今後どうするか。
新	改	現行条例に改訂あり。
議	長	唯今迄刻四時の所が、時間延長に二名と思ふが、 衆議院の呼が有利
		所要議が二名、時間延長をする二名に致し得ず
		暫休望致し得ず(午後四時)
		再開致し得ず(午後五時)
一五	審	取所合費にかい予算の可決は二名あり。一般合費に組替に現田田。
長	道	課
		取所合費の二〇〇〇坪の木材の積り、二名は出さず。又今度 の場合、建設水道、社会福祉、職業指導所等、取所入りの二名 にかいあり。
一八	審	土木費にかい。新城、宇治泊、稲津の二名は稲津かあり。
長	道	課
		新城が(中松米、高田米)の中かあり。
一〇	審	予算を主とする場合に、行はすと。新城、宇治泊の場合に5,000円 と申す。二名は二名に二名と思ふ。どうも追加費は出さず。
		宇治泊の問題は政府の補助の対照にかいあり。

建設課長	柳瀬の対応にはお疲れ。省天間のスゲン通りがどのようになっているか。当初予算の場合
一五 番	当初予算の場合、早稲田の合併をいじるの說明はあつたが、
建設課長	道路の合併している。道路に橋梁とは別である
一〇 番	早稲田の橋梁は旧鉄道で、旧鉄道の財産管理課の管理で入札の問題は起つた。村民の使用している。村道に受けることは出費が、その案接済はどうかあるだろうか、
建設課長	財産管理課の個人に貸す場合は、村長の副印をうつして、財産管理課が必要なものについては追う。
	財産管理課にどうする方法をすれば良いかと南の方に計画を立てるのかといふことを聞いてみる。村長に作らせた計画書を作ったのかといふことを聞いてみる。
	築港の旧鉄道の場合はどうあるか。この件については聞いてみる。
村 長	旧鉄道の道路は財産管理課が貸す場合は村長の副印を村長に作らせた計画書の場合は貸す側にいじる(学校敷地関係)
一〇 番	村に移管することが出来ないとすれば、作る橋を有効に使用するのに三年限財産管理課の承認を取らなければならないと思うが、その案はどうか、
一〇 番	土木費はいくらあつたかといふこと。今度の更正の変更にあつたか、追記はないか、
建設課長	変更はなし、追記はないです。
一〇 番	その土木に金を入れていること。当初予算の場合、要布して、今月の場合は、3,200万円あるが、政府の補助も見たらどういふか、採算はどうか、

建設課長	村の計画は、土木の關係が中心である。 今の政府に持済むのが、愛知の場合、土木課から出さないと、
10 審	土木課の計画は不可能の心配 (日)
議 長	暫休懇談の事 (午後五時〇〇分)
"	再開の事 (午後五時〇〇分)
10 審	採算料にかんしては、五款五項五目、五款四項四目と二つに分けては、
明 役	事業に伴う賞金にかんしては、その款をやり行なうと思つてゐる。
10 審	事業費の倉庫跡整理費2000円の説明を願ふ。
建設課長	その旨の申請書類を提出するつもりだが、今は二回に渡り申請のしかたが出来ない。
	併し四位はあつて、償ふと、去りの金、昨日からやつてゐる。
	燃料にかんしては、村持ち、工事の方法は、五号線と同じ高さを、持て行なうと思つてゐる。
10 審	四款一項目の需要費(1000円)の修繕費について、
明 役	概算を持つ以上、修繕費を確保出来ないので、
議 長	大体質問の答は、村持ちの事だが、算定を打切つて、
	果議を呼び出す者あり
"	即果議が、その人、質疑を打切ることに致す
"	その議案第一号の討論に入り
10 審	本案の必要にせよ、その予算があるが、返答は、土木費の執行面にかんしては必要であるが、
	片後は、返答は、鐵道條例の改正、又政府補助金を持つて、
	期が、いかに、土木事業にかんしては、土木事業に受けるべきものが、
	がない、土木に受けるべきものは、

議 長	<p>今度の追加更正予算の問題は残すところ、原案に賛成致します。</p> <p>唯片々審議賛成意見が外にあり、外に賛成の所意見は外にあり、</p> <p>衆議院の呼ぶ者あり。</p> <p>御衆議院が中心の討論を打ち切り表決に付します。</p> <p>議案第一号は原案通り可決するに、御衆議院が賛成の人。</p> <p>衆議院の呼ぶ者あり。</p> <p>御衆議院が中心の議案第一号一九六年度首野津村入込区追加更正予算に、原案通り可決を遂行致します。</p> <p>日程第一、議案第一号一九六年度首野津村上水道特別会計入込区追加更正予算に、議題を致します。</p> <p>本案の質疑を求めます。</p> <p>暫休を致します(午後四時四十分)</p> <p>再開を致します(午後六時五十分)</p>
一〇 審 議 員	<p>政府補明に、今度の追加更正予算が、又元金の方はどうかお聞きします。</p>
村 長	<p>六年度は政府の追加更正予算を取つて、平利給の利息を支拂つておられます。</p>
一〇 審 議 員	<p>二款の仮工事費は、資材費の減にかゝる。</p>
期 長	<p>資材費の減にかゝることは、落札の相違があるから、資材費の2,000千円の減の差額が、おのづから、実際は、5,000千円以上におよぶ意味がある。</p>
一〇 審 議 員	<p>実際は、5,000千円、仮工事費は、8千円、そのほか、一般会計から持ち出すことも、その辺り検討がつかないか。</p>
期 長	<p>当予算、8千円、実際は、2,000千円の減、仮工事費を、そのほか</p>

	<p>由は減にふるわけです。又、2,000万の減にしておいて借入が出来るか心配。</p>
議 長	<p>質疑打ち切りが先になり、</p> <p>質疑はこれ呼が者あり。</p>
"	<p>即興議が先になり、質疑を打ち切りです。</p>
"	<p>本業の討論を求めます。</p>
一〇 番	<p>この予算案は殆んど減ばかりで、又元金の償還もあり、</p> <p>これは予算案だと思っております。原案に賛成致しませう。</p>
議 長	<p>外に御意見がなければ討論を打ち切りだと思っております。</p> <p>質疑はこれ呼が者あり。</p>
"	<p>即興議が先になり、討論を打ち切り表決に移ります。</p>
"	<p>議案第〇〇号と原案通り可決するに即興議が先になり、</p> <p>質疑はこれ呼が者あり。</p>
"	<p>即興議が先になり、議案第〇〇号、九年度前野村上水道特別</p> <p>会計大村追加更正予算にかいて原案通り可決を致しませう。</p>
議 長	<p>日程第四、議案第〇〇号、村営委員の選任同意にかいて可決</p> <p>致しませう。</p>
"	<p>書記をして朗読せしめます。</p>
"	<p>提案者の説明を願います。</p>
村 長	<p>片方の「営査委員」の佐藤一代が、立法院議員選挙法第ハ七条第</p> <p>ハハ条の規定に基づいて辞職致しなさい。その後任営査委員と</p> <p>して、営査委員の最適任と認め選任致しなさい。お願ひいたします。</p> <p>議会の同意を求めた上に提案したのよりにお願ひいたします。</p>
一〇 番	<p>営査委員の最適任者と思っておりますが、選任される場合、営査代</p>

以外にも適任者が居ると思っておりますが、
 村の財政面にかんじ、今年も監査委員一請においやり来られた
 適任だと思いが、村長もいり 選挙代を 選任した理由は、
 議員も多し 選挙代を 選任したは、選挙の役目一人を持つ
 りは 皆がが分りあつた 持つ方が 良しうかと思つた。
 今持つに いる方は 新に なる といふ 行なつた と思つた。
 一〇 審 立会人の任期はどうか。
 和向本 先々 議決は 二年と 出さ せに たい あり ます といふ 三月 十日
 任期 がある。
 一〇 審 当局の 説明 に あり 通り、 住民の 懸念 の 的 に なる 村政 の 運営
 を する ために、 我々 に 是 過去 二年 間、 財政 委員 一請 に あり
 て 選挙 代 に 敬意 を 表す こと あり ます。
 選挙 代 は 立派 な 方 あり ます といふ 討論 を 打ち 切つ て 推薦 に
 持つ 行なつた と思つた。
 議長 暫休 致し ます (午後 六時 五分)
 " 再開 致し ます (午後 六時 十分)
 " 議案 第一 号 を 全会 一致 で 原案 通り 同意 する こと に 致し ます
 と思つたが、
 異議 あり 呼ぶ 議員
 " 即 異議 が あり ない 議案 第一 号 村 監査 委員 の 選任 同意 にかん
 じ 全会 一致 を 持つ、 原案 通り 同意 する こと に 決意 致し ます
 " 暫休 致し ます (午後 六時 七分)
 " 再開 致し ます (午後 六時 七分)
 " 以上 を 持つ、 全休 終行 致し ました。

議 長 以上、一九六〇年度花開町野津村議会臨時会閉会式に
に致す。皆様には二日間、浸る慎重の御着議にて頂
散会(午後三時五分)

会議次第の書記の記載以上がその内容の正確な
ありてを証する下に、ここに署名す。

一九六〇年十一月十九日

野津村議会議長	嶋 岡 健一郎
野津村議会副議長	川 本 正 重
議事録署名人	米 須 清 祐
"	松 本 利 宣